



日田市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 土木課  
措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年1月29日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

井上 正一郎

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【土木課】</b></p> <p><b>○土地の賃貸借契約について</b></p> <p>土木課では、電線地中化事業等で必要な土地について、賃貸借契約を行い、契約にもとづき代金の支払いがなされているが、それらの契約書を確認したところ、現契約 12 件が、「期間満了の日 1 月前までに、乙（借受人、日田市）が本物件を甲（貸付人）に返還することを申し出ない限り、この契約と同一の条件をもって更に 1 年間更新するものとし、以下同様とする。」というような自動更新契約となっていた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 3 では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。</p> <p>また、土地を借りる契約は地方自治法第 234 条の 3 に定める長期継続契約ができる契約の中に含まれていることから、長期継続契約の条件を十分精査したうえで、契約を行われたい。</p> <p><b>○法定外公共物の管理について</b></p> <p>今回、土木課より提出された書類を確認したところ、法定外公共物の使用や、里道の形状変更、水路の工事などを行った者は、「日田市法定外公共物の管理に関する条例」第 5 条に基づき、工事が完了したときは、市長に届け出て検査を受けなければならないと規定されているが、工事完了後の検査の実施が書面等により確認できない。</p> <p>今後は、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p><b>【土木課】</b></p> <p>土地の賃貸借契約については、これまで認識不足により自動更新条項を記載した契約は単年度契約であるとの理解のもとで処理していました。</p> <p>ご指摘があったことを踏まえ、今後は、当該条項を削除したうえで、長期継続契約の条件である「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を契約書に加え、新たな賃貸借契約の締結を行います。</p> <p>なお、既に締結している契約につきましては、相手方に丁寧に説明し、了承を得たうえで次年度より新しい契約に変更します。</p> <p>法定外公共物の管理のうち、工事完了後の検査につきましては、これまで、申請者から工事完了の連絡を受けた後、担当者が検査を実施しておりましたが、ご指摘のとおり、書面等による記録が残されておりませんでした。</p> <p>今後は、「工事完成届」等の様式を新たに定め、書面でのやり取りを徹底することにより、適切な事務処理に努めます。</p>